

IFRS-AC (2015年2月) 出席報告

IFRS-AC 副議長
みずほ証券(株) 経営調査部・上級研究員

くまがい ごろう
熊谷 五郎

I. はじめに

2015年2月23、24日、ロンドンにおいてIFRS財団¹・IFRS諮問会議(IFRS-AC)が開催された。以下、その概要を報告する。

IFRS-ACは、国際会計基準審議会(IASB)、IFRS財団トラスティーに対して、戦略的な検討事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議で、毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される。現在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出のIFRS-AC委員は、経団連を代表して新日鐵住金(株)財務部長・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名である。また金融庁よりオブザーバーとして、竹中企業開示課課長補佐が出席した。なお、筆者は今回から12か月の任期で副議長を務めることとなった²。

II. 2015年2月開催IFRS諮問会議・議事概要

今回のIFRS-ACの議事一覧は次頁の図表のとおりである³。以下、順にその議論の概要を報告する。

1. IFRS-ACによる助言とその対応

会議冒頭の15分を使ってIFRS-AC Joanna Perry議長より、前回(2014年10月)ACでの議論の振り返りと、助言事項への対応に関するフィードバックがあった。

これは前回、一部の議員から、ACの提言(recommendation)に関して、IFRS財団より十分なフィードバックがないという批判に応えたものである。前回の会議では、ACはあくまでも助言(advice)機関であって、提言機関ではないので、IFRS財団はACに対して説明責任を負わない、とする整理が行われていた。しかし、AC委員のモチベーションにもかかわることから、IFRS財団Prada議長からではなく、

1 国際財務報告基準(IFRS)の基準設定主体であるIASB、IFRS解釈指針委員会を傘下に有する財団で、IASBの活動を財務面、人事・運営面でサポートする。

2 昨年12月末を以って、前IFRS-AC副議長であるChristoph Huetten氏(Chief Accounting Office, SAP)、Charles Macheck氏(オーストラリア投資家代表)が退任し、その後任として、Gavin Francis(Deputy Group Chief Accounting Officer, HSBC Holdings)及び筆者が今回より副議長に就任した。

3 今回のACの資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-February-2015.aspx>

2015年2月開催 IFRS-AC 会議 議事一覧

| 番号 | 日時 | 議事 |
|-----|---|--|
| 1 | 2月23日 10:00-10:30 | 開会・IFRS-ACによる助言とその対応 |
| 2 | 同 9:30-11:45 | 過去4か月のIASB活動報告 |
| 3 | 同 11:45-12:15 | ASAF設立後2年目のレビュー |
| 4 | 同 13:40-14:15 | 収益認識移行リソースグループ |
| 5 | 同 14:15-15:45 14:15-14:45 14:45-15:45 | 2015年アジェンダ・コンサルテーション ・IASBスタッフによる概要説明(戦略と予定) ・分科会 |
| 6 | 同 15:45-16:30 | IFRS財団のMoU戦略 |
| 7 | 同 14:30-15:30 | 教育イニシアチブ戦略 |
| | 2月24日 8:00- 9:00 | 投資家代表による朝食会 |
| (5) | 同 9:15-10:00 | 2015年アジェンダ・コンサルテーション・分科会報告 |
| 8 | 同 10:00-11:15 10:00-10:15 10:15-11:15 | IFRS財団のリスクと機会(非公開) ・2014年10月会議のサマリー(IFRS財団スタッフ) ・分科会 |
| 9 | 同 11:15-12:15 | IFRS財団トラスティー活動報告 |
| 10 | 同 13:15-14:15 | 企業報告の将来像 |
| (8) | 同 14:15-15:15 | IFRS財団のリスクと機会・分科会報告(非公開) |
| | 同 15:15-15:25 | まとめ・閉会 |

出所：IFRS財団

ACのPerry議長から、前回会議の提言事項に対するIFRS財団・IASBの対応を整理、報告することになった。これはACの役割に関する透明性を上げるという意味で妥当な対応であると筆者は考えている。

2. 過去4か月のIASB活動報告

【基準開発・新基準の適用】

IASBのHans Hoogervorst議長より、過去4か月間におけるIASBの活動報告があった。この4か月間の最大の成果として報告されたものが、改正IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「収益認識」の最終基準化であった。また、現在進行中の重要なものとして、リース、

保険、概念フレームワーク、開示プロジェクトの進捗状況・現状に関する報告があった。

また、移行リソースグループ(Transition Resource Group、以下「TRG」という。)の活動状況に関する報告があった。TRGとは、非常に影響の大きい会計基準の強制適用を円滑に行うために、新たに設けられた枠組みである。現在、IASB単独のIFRS第9号減損に関するTRGと、IASB・米国財務会計基準審議会(FASB)が共同で立ち上げた収益TRGの2つが活動している。TRGでは、実務上の課題を作成者、監査人、利用者等利害関係者が共有し、また基準適用にあたってのすり合わせを行っている。TRGは強制力を持つガイダンス

等の発行は行わないが、TRGの議論を通じて、利害関係者の会計基準の解釈に関する理解が共有化されるという教育効果を通じて、基準適用にあたっての一貫性が高まると期待されている。しかし、収益TRGにおける議論を通じて、IASBとFASBが異なる対応を迫られる局面が生じている。この問題については、収益TRGに関するセッションで詳細に議論された。

【企業結合の適用後レビューとのれんの会計処理】

日本の市場関係者の関心の高いのれんの会計処理については、IASBスタッフより、「企業結合」の適用後レビューを受け、IASBは、昨年12月に「のれんの会計処理」を見直すことを「High priority」と位置づけるとの報告があった。学説等によると、「減損」が適当だという結論が導かれるものの、コスト・ベネフィットの観点や、「減損」が遅れることの懸念等を考慮して、改善策を検討する必要があると考えているとのことであった。

2月のIASB会議において、今後の作業については、「リサーチ」から開始することが決定されている。「企業結合」は、FASBとコンバージェンスを達成した会計基準であり、「のれんの会計処理」もFASBと合同で見直しを進めることが理想である。しかし、FASBは、既にリサーチの段階を終え、すぐにでも基準開発にとりかかるとのことで、基準開発スケジュールに関しては、IASBとFASBの歩調が必ずしも合わないかもしれないとの懸念も示された。

これに関連して、石原AC委員から、「日本の関係者は、のれんについては償却・減損アプローチの方が減損のみアプローチよりも優れていると考えている。日本におけるIFRSの任意適用を拡大するためにも、のれんは償却・減損アプローチとするよう検討してほしい。」との

意見が表明された。

【IASB/IFRS財団のミッション・ステートメント案】

今回のIASBの活動状況に関するセッションでの最大の注目点は、IASB/IFRS財団のミッション・ステートメント案が、Hoogervorst議長より提示されたことである。同ミッション・ステートメント案では、「我々のミッションは、世界の金融市場に『透明性』、『説明責任』、『効率性』を齎すようなIFRSを開発することである。」と宣言した上で、「世界経済における『信頼』『成長』『長期的金融安定性』の涵養を通じて、公的利益に貢献する。」ことが謳われている。

このようなステートメントの開発を検討しているのは、IASB/IFRS財団のミッションをよりよく外部の関係者に伝えるために、簡潔なステートメントが有効であるとの背景説明があった。同時にこのミッション・ステートメントによって、従来のミッションを変えることを意図しているわけではないことも併せて説明された。

席上、明示的に言及されたわけではないが、前回AC(2014年10月)で、欧州委員会(EC)より「IASBは経済成長や、金融安定性を意識した会計基準設定を行うべきではないか。」という問題提起がなされたことへの対応であると思われる。今回示されたミッション・ステートメント案は、一見その時の結論とは矛盾するように思える。昨年10月のACでは、特定の経済政策を意識して、会計基準を設定することに対しては、否定的な意見が多数を占めていた。今回のACでも、成長や長期的安定性と会計基準のあり方について、活発な議論が展開された。

しかし、Hoogervorst議長によれば、「ここでは『長期的』という言葉在意図的に使ってお

り、会計基準が透明性や説明責任を通じて、経済実態を忠実に反映することを目指すことこそが、金融システムの長期的安定につながり、悪化した経済実態を隠して短期的に『偽の(fake)』安定性を求めても金融システムや経済にプラスはならない。」という思いを込めているとのことであった。ミッション・ステートメント案の趣旨と文言には、概ね AC として支持することが確認された。

3. ASAF 設立後 2 年目のレビュー

会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) は各国会計基準設定主体よりなる IASB の諮問機関であり、IASB が現在開発中の会計基準やりサーチ・プロジェクトについて、技術的なアドバイスを行っている。2011 年の戦略レビューを踏まえて 2013 年に設置されたが、その定款で 2 年目にレビューを受けることになっている。今回の AC では、ASAF を IFRS のレビュープロセスに組み込むべきか、メンバー枠を拡大すべきか、メンバーを入替制にすべきかなどが議論された。

まず、ASAF の存在意義自体には、異論はなかった。しかし ASAF の議論すべき論点に関しては、「会計基準開発上の、専門的・技術的論点から拡大すべきではない。」という意見が大勢を占めた。会計基準開発上の技術的論点を議論するのが ASAF であるのに対して、IASB が検討すべき会計基準上の論点を含めハイレベルな戦略を議論するのが IFRS-AC という整理がなされた。

また、ASAF は極めてよく機能しているという評価の一方で、ASAF を IASB の基準開発上のデュープロセスに入れるかどうかに関しては否定的な意見が多数であった。しかし、その一方で、「ASAF を引き続き IFRS 財団の正規の組織として位置づけ、基準開発に当たっては必ずとはいえないまでも、ASAF のアドバ

イスを受けることが望ましい。」という意見が大勢であった。

ASAF の適正規模については、コンセンサスはなかったものの、規模を少数に保った方が、より効果的な議論ができるという意見が優勢であった。またメンバーを少数に保つ代わりに、一部の地域の基準設定主体のみが発言権を得ることがないように、地域内でローテーション制を採用してはどうかという意見もあった。一方、規制当局を ASAF メンバーとすることに關しては、否定的な意見が多数であった。

ASAF に関しては、日本からの委員の積極的な発言が目立った。まず、石原 AC 委員からは、「ASAF は効果的に機能しているので、デュープロセスに入れるべきである。最終決定権は IASB にあるという原則の下で、ASAF を最大限活用すべきである。一方、ASAF の活動範囲は現状が適切であり、委員数も現状程度でよい。また、ASAF は IASB 会議の前に開かれることが非常に重要である。」との発言があった。

また竹中オブザーバーは、「IASB は会計基準以外にも適用や狭い範囲の修正などいろいろ議論している。ASAF は 2 日間しかないので、特定の重要な問題に特化すべきである。」との意見を述べた。また同オブザーバーから、「ASAF メンバーはアジェンダの設定にあたり、意見表明できるのか。」という質問があったが、これに対して IASB スタッフより、「毎回 ASAF 会議の最後に次回のアジェンダ案を提示し、それに対する ASAF メンバーからのフィードバックを基に最終的なアジェンダが決められるので、アジェンダ設定に関してメンバーには意見表明の機会が与えられている」という回答があった。

筆者からは、「ASAF はよく機能しているので、デュープロセスに入れてもよいと思うが、それによって、基準開発のスピードが落ち

ないように慎重であるべきである。ASAF のアジェンダは絞られたものにすべきで、アジェンダの優先順位を議論すべきではない。ASAF には IFRS の強制適用国以外にも、米国、日本、中国などの非強制適用国を含めることが重要である。そういう国に正式に発言の場を与えることは、各国会計基準と IFRS のコンバージェンス、単一で高品質なグローバル会計基準の追求にとって意味があると思う。」という意見を述べた。

4. 収益認識移行リソースグループ

収益認識基準は、IASB と FASB が共同で開発し、IFRS 第 15 号、米国基準 Topic 605 は、ほとんど一言一句同じ会計基準として公表された。しかし、TRG を通じて明らかになった少数の課題に対して、FASB は米国の利害関係者のためにガイダンスを追加しようとしている。それに合わせて、IASB もガイダンスを追加して、コンバージェンスを維持するかどうか議論された。また、TRG 全般に関する課題が議論された。

まず、米国とのコンバージェンスに関しては、「コンバージェンスは重要であり、IASB と FASB がダイバージェンスしないことが望ましいものの、それはいかなるコストを払ってというわけではない。」ということがほぼ総意であった。

IFRS 第 15 号の強制適用までの厳しい時間的制約を考えると、TRG にとって「適時性」と「明確性」が必要不可欠な要素あるということがコンセンサスであった。TRG における議論を通じて、収益認識基準にガイダンスを追加するための再公開草案を出すことに対しては、むしろそれによって不確実性が高まり、各作成者が収益認識基準を適用する際の一貫性が失われることが懸念された。また、仮に基準の明確化のためにガイダンスを出す場合でも、「五月

雨式ではなく、1つの公開草案（パッケージ）として公表すべき。」「その際、IFRS 第 15 号の基礎となる原則を緩めるようなものであってはならない。」などの意見があった。また「FASB が単独でガイダンスを出すことにより、IFRS と米国基準が同一でなくなるとしても、収益認識に関する原則に抵触しない限り、許容できる乖離と考えるべきである。」という意見もあった。

筆者は本件に関して、「コンバージェンスは非常に大切だと思っている。しかし、IFRS が原則ベースであるのに対して、US-GAAP はルールベースである。したがって、IASB と FASB では、おそらくガイダンスを発行する閾値が違う。IASB 自身が修正に関するしっかりした原則を持っていないと、IASB はただ米国の動きに追随することになってしまう。それは IFRS の利害関係者のためにはならない。AC のアドバイスなどを基にして、もしこのようなケースが将来再燃した時に備えて、対処原則を確立しておくべきだと思う。」と発言した。

5. 2015年アジェンダ・コンサルテーション

このセッションでは、4つのグループに分かれ、分科会形式で2015年に予定されるアジェンダ・コンサルテーションに関して、IASB が考慮すべき主要な戦略やテーマを議論した。1. で紹介したミッション・ステートメントに沿って、コンサルテーションの枠組みが決まるべきである、というのがコンセンサスであった。

多くのグループが、「アジェンダ・コンサルテーションは特定のテーマに沿って行われるべきではない。」と考えていた。しかし、一部のグループからは、「適用の一貫性を改善するような基準設定活動がテーマになり得るのではないか。」という指摘があった。現在進行中の主要なプロジェクトが完了することを前提に「既存の個別 IFRS に関する適用の一貫性をメイン

とすべきかどうか、アジェンダ・コンサルテーションにおいて利害関係者の見解を問うべき。」という意見があった。

リサーチ・アジェンダに関しては、「現行のリサーチが適正な範囲で行われているか、縮小の必要性はないかに関して、アジェンダ・コンサルテーションでも質問事項とするべきである。」という意見もあった。また、リサーチの対象は、「現行よりも、より長期、具体的には今後3年以上先の基準設定活動を想定したものへと変更することも検討すべきではないか。」という声もあった。また、「狭い範囲の修正」に関してアジェンダ・コンサルテーションで取り上げるべきという意見があった。また、一貫した適用が目的であるなら、狭い範囲の修正は不可避であるという意見もあった。

あるグループからは、ITの発展を踏まえて、「企業報告の将来像」もテーマとなり得るのではないかと意見も述べられた。また、別のグループからは、コンバージェンスもアジェンダ・コンサルテーションのトピックとしてはどうか、という意見もあった。

アジェンダ・コンサルテーションに含めるべき特定の論点については、次回以降のACでも議論を続けることとなった。

6. IFRS 財団の MoU 戦略

IFRS 財団は、「覚書 (Memorandum of Understanding, MoU)」の締結を通じた協力関係の構築を、他の組織との提携戦略の基本に据えている。特に IFRS 強制適用国が 100 개국を超えるとともに、IFRS 財団に対して、世界中から正式の提携関係や非公式の協力関係を求める声が強まっている。こうした状況を受けて、2013 年 10 月のトラスティー会議では、IFRS

財団が第三者と覚書を交わすにあたってトラスティーが考慮すべき条件を定めた MoU 締結基準を検討の結果、合意している⁴。MoU 締結に際して明確なチェックリストを定めることにより、トラスティーが行うべきデューデリジェンスの透明性が高まり、説明責任も果たすことができると考えられる。

今回の AC では、「MoU 締結にあたっての枠組み、戦略に関して目的が明確化され、理解されているかどうかを IFRS 財団としてしっかり確認すべき。」という意見があった。また、「MoU 締結の枠組み、戦略に照らして、既存の MoU を見直して、棚卸すべき。」という意見もあった。MoU 締結基準については特にコメントはなかった。

7. 教育イニシアチブ戦略

教育イニシアチブでは、①IFRS 理解の共通化 (cohesive understanding of IFRS)、②IFRS 適用に関する判断、見積りの応用力の開発という 2 つの主要プロジェクトに加えて、③新しい IFRS の一貫した適用支援、④投資家教育という 4 つのプロジェクトが進行中である。

今回の AC では教育イニシアチブが IASB にとって価値あるものであるという認識を共有できた。特に議論が盛り上がったのが、マルチメディアを利用した教育に関するもので、マルチメディア教材の開発にあたっての考慮すべき事項や提携などコスト削減に向けた提言がなされた。また、約 3 分の 1 の AC 委員が何らかの形で、教育イニシアチブに関わっていることが明らかになった。

8. IFRS 財団のリスクと機会

本セッションは非公開のため省略。

4 チェックリストは相手方組織とその幹部に関する事項 5 項目、IFRS 財団として当該相手方と正式なエンゲージメント関係構築の戦略的必要性 8 項目からなる。

9. IFRS 財団トラスティー活動報告

2月に開催されたチューリッヒ会議の様子がIFRS財団トラスティー Michel Prada 議長より報告された。2月会議ではIFRS財団の戦略・ガバナンス、財務・資金計画、IASBの開発動向などが議題であった。

まず、IFRS採用状況グローバル調査に関して、138調査対象国中114か国以上が、全上場企業またはほぼすべての上場企業にIFRSの適用を義務付けているとの最新情報が報告された。米国に関しては米国企業によるIFRSの任意適用ではなく、米国基準に準拠した財務諸表に加えて、IFRS準拠財務諸表の任意開示を認めるという「第4の道」を検討していることが紹介された。

また2015-17年におけるIFRS財団の戦略として、①高品質な一組のグローバル・スタンダードに対する関心の向上、②グローバル・アドプション、③IFRSの一貫した適用支援、④IFRS財団/IASBの独立性、安定性、説明責任の確立の4つを推進していくことが報告された。

資金調達に関しては、各国からの拠出金が、若干増加したことが報告された。IASB、IFRS財団の活動が制約されるわけではないものの、未だに拠出金の支払いに消極的な国も少なからずあり、資金調達は引き続きIFRS財団の課題であることが報告された。

またモニタリング・ボード事務局を代表して竹中オブザーバーより、チューリッヒでのトラスティー会議に先立ち、2月2日に開催されたモニタリング・ボード会合に関する報告があった。モニタリング・ボードは資本市場規制当局者からなる。グローバル金融危機を踏まえ2009年1月、IFRS財団のガバナンスとデュー

プロセスを監視するために設立された。またコンセンサスにより、河野正道モニタリング・ボード議長が再任されたことが報告された。

2月のモニタリング・ボード会合では主に①モニタリング・ボード委員定数の拡大⁵、②IFRS財団の資金調達問題、③IFRS財団・IASBのガバナンス（トラスティーが責任）などが話し合われたことが紹介された。

10. 企業報告の将来像

企業報告の将来像については、ACの都度議論されている。2015年2月会議では、Global Reporting Initiative (GRI)に関する報告を受けた。サステナビリティ報告書のガイドラインとしてGRIは最も普及している枠組みである。GRIは強制力のある基準ではなく従うことが望ましいガイドラインという性格であるが、41か国の上位100社のうち78%がサステナビリティ報告書作成に利用している。

GRIの役割やプロセス、及びより広く企業報告全体に関してGRIの果たすべき役割、インプリケーションに関して、活発な質疑が行われた。GRIなどの非財務報告とIFRS等の財務報告を統合していこうという大きなトレンドがある。IASBやIFRS財団としてこうした議論に積極的に参加し、今後の企業報告においても引き続き、IASBが主導的な役割を果たしていくべきである、というACの従来からのアドバイスが再確認された。

石原AC委員は、「作成者としては既に多くの開示資料を提供しているので、非財務情報は企業の任意とし、標準化は避けて監査対象にもすべきではない。記載の参考例にはなるかもしれないが、強制すべきではない。」という意見を述べた。

5 現在定数は7で、米国証券取引委員会 (SEC)、EC、日本金融庁、ブラジル証券委員会、韓国金融サービス委員会、IOSCOより2名という構成になっている。またオブザーバーとしてバーゼル銀行監督委員会が参加している。

また、筆者は「投資家主導のイニシアチブという説明があったが、規制当局主導のイニシアチブのようにみえる。投資家主導といってもSRI投資家のように、投資家コミュニティのごく一部の主導ではないか。」という意見を述べた。

Ⅲ. おわりに

IFRS-ACはIFRS財団トラスティーやIASBに対して、アドプション等IFRSの普及や非IFRS採用国の会計基準とのコンバージェンスなど戦略面に関して、ハイレベルなアドバイスを行う諮問組織である。それに対して、ASAFは各国会計基準設定主体が、現在開発中の会計基準やリサーチ・プロジェクトに関して、専門的な立場からIASBに対してアドバイスを行う諮問組織であるという役割分担が、今回のACでは再確認された。特に、ASAFが非常に有効に機能していることを認めつつも、個別IFRS開発のデュープロセスに組み込むことに関しては、否定的な意見が大勢を占めた。また、ASAFにおける議案の範囲の拡大に関

しても否定的な意見が優勢であった。

収益TRGに関する議論では、FASBとのダイバージェンスが懸念された。コンバージェンスは理想ではあるものの、FASBは米国の、IASBはIFRS利害関係者の利益を優先せざるを得ないという現実もまた明らかになった。FASBが独自にガイダンスを加えようとしているとはいえ、収益認識基準(IFRS第15号)は、IFRSとUS GAAPとがほぼ一言一句同じであることには変わらない。日本でも収益認識基準の開発(日本基準のコンバージェンス)に向けた検討が始まろうとしているが、こうした国際的な動きは、日本基準の開発にあたっても影響を与える可能性があるために、引き続き注意していく必要がある。

最後に、今回から副議長を引き受けた。これまでは特定の議案についてコメントをすればよかったが、すべての議案について事前によく検討し、必要に応じてACにおける議論をリードできるような適切な意見を述べていく必要性を痛感した。なかなかの重責ではあるが、自分の能力の許す限り、ACに貢献していきたいと考えている。